

登記情報システム等に障害が発生した場合の 登記所窓口における書面申請受付時間の延長の流れ

※ オンライン申請の受付時間の延長については、「登記・供託オンライン申請システム運用管理要領」に基づき別途検討

システム障害発生

午後3時より前に
システム障害**解消**

書面申請受付時間
の**延長なし**
※受付時間は通常どおり

午後3時の時点で
システム障害**未解消**

民事第二課長・商事課長

書面申請受付時間の延長の
要否及び延長時間を決定

※ 延長後の受付時間は**最長午後
8時まで**

※ 延長決定後、午後5時15分
までにシステム障害が解消され
た場合等には、利用者への影響
を考慮の上、当該決定の変更・
取消し可

午後3時以降に
システム障害が**発生**

書面申請受付時間
の**延長なし**
※受付時間は通常どおり

利用者への周知

<周知内容>

- 書面申請受付時間の延長に関する決定（延長しない場合を含む）
- 延長後の書面申請受付時間
- 延長の決定を変更し、又は取り消した場合は、その旨及び変更後の書面申請受付時間

<周知媒体>

- 登記・供託オンライン申請システムのホームページ
- 申請用総合ソフト「重要なお知らせ」欄
- 法務局ホームページ及びX